



参考資料

第23回 IAF 総会報告会
財団法人 日本適合性認定協会

International Accreditation Forum
討議文書

討議（任意）する問題提出当事者：Steve Keeling

提起する問題の内容：IAF MD 5の次の文は、不正確であると考えられる。「2.1及び4.1項は、通常、このような計画作成及び報告書作成に係る審査工数によって、合計現地審査工数が、表QMS 1及び表EMS 1に示す工数の80%未満とならないことが望ましい。」2.1及び4.1項は、3.9項と不整合である。

議論：

2.1及び4.1項は、現地及びサイト外との関係について述べている。その結果、80%は、計算された審査工数について述べたものとするべきで、2.1及び4.1項の現行規定から読み取れる通り表に規定されている工数について述べたものとするべきではない。

4.2項では、「表QMS 1及び図QMS 1、並びに表EMS 1及び表EMS 2は、QMS及びEMS審査それぞれの初回審査（第一段階＋第二段階）の工数を見積もるための出発点を提供している」と規定している。

4.3項は、削減と正当化について述べている。3.9項は、「審査工数の削減が、QMS 1及びEMS 1の表に基づいて設定された工数の30%を超えるであろう。」と規定している。（訳注：原文は、unlikelyなので「would not exceed 超えない」が正しい）

QMSに関する簡単な例を挙げる。300人の従業員を有する組織の場合、表QMS 1では、出発点が10日であることが望ましいとしている。3.9項により、これは、7日未満とするべきではない。しかしながら、2.1項及び4.1項によると、これは、8日未満とするべきではない。

このプロセスは、手短かにいうと、次のようであることが望ましい。まず適用表を見て、工数追加要素や削減要素を取り込み、審査工数を得る。審査工数の削減は、QMS 1及びEMS 1の表に基づいて設定された工数の30%を超えることは、通常ない。審査工数の計算が終わると、次に、計算された工数の一部である計画作成及び報告書作成に使われる工数を検討する。計画作成及び報告書作成の工数により、Section 3の方法論に従って計算された工数が削減され、その80%未満となつてはならない。

IAF MD 5、2.1項及び4.1項は、次のように修正することが望ましい。

2.1すべての種類の審査において、審査工数には、依頼者の所在地における現地工数、及びサイト外で行う計画作成、文書レビュー、依頼者への対応及び報告書作成を実施する工数が含まれる。

通常、このような計画作成及び報告書作成に係る審査工数によって、合計現地審査工数が、表QMS 1及び表EMS 1に示すSection 3の方法論に従って計算された工数の80%未満とならないことが望ましい。これは、初回、サーベイランス、及び再認証審査に適用される。計画作成及び/又は報告書作成に対して追加の工数が必要な場合、いかなる審査であれ、このことは現地審査工数を削減する正当な理由とはならない。

4.1計画作成、準備及び報告書作成に係る審査工数によって、合計現地審査工数が、表QMS 1又は表EMS 1に示すSection 3の方法論に従って計算された工数の80%未満とならないことが望ましい。計画作成及び/又は報告書作成に対して追加の工数が必要な場合、このことは現地審査工数を削減する正当な理由とはならない。

IAF TCに依頼する処置：当該問題及び提案した修正を検討すること。

IAF TC のコンセンサス（会議のまとめにも盛り込むことにもなる）：
IAF MD5 を改定するための TF を編成するコンセンサスができる。Bennett 氏 Ezrakhovich 氏が、
共同議長を務める。討議文書 TC 53-09、54-09、56-09 を改定の対象として TF が検討すること
になる。TF に参画を希望する人は、共同議長及び・又は TC 議長に連絡されたい。

International Accreditation Forum
討議文書

討議（任意）する問題提出当事者：NABCB

提起する問題の内容：審査工数に関する IAF MD 5 は、サイト外での計画作成、文書審査、及び報告書作成ができるように、現地審査工数を合計計算審査工数の 80% に削減することを許している。

1. 現地で行った文書審査に使った工数は一切含めないという DANAK からのコメントを草案作成グループが検討し、合意を得た（コメントに関する 2008-11-18 付け IAF 定型書式）。しかしながら、公表されている MD5 文書には、これは明示されていない。ISO/IEC 17021 は第一段階審査（文書審査を含む）及び第二段階審査について述べているためこれは必要となる。ところが、IAF MD 5 は、現地及びサイト外の審査活動について述べている。

2. QMS に関する現地審査工数は、IAF GD 2 では 90% だったものが、IAF MD 5 では削減されている。この削減の論理的根拠は、ISO 17021 で求められている 2 段階審査プロセスに関するニーズ及び EMS に関する IAF GD 6 にある類似の規定との整合を図るニーズとして説明された。これに沿って考えると、第一段階審査が必要ない場合の現地審査工数は、計算された合計工数の少なくとも 90% であるべき、となる。

議論：IAF TC にこれらの問題を審議することを求める。

IAF TC に依頼する処置：IAF TC に、これらの問題を検討し、IAF MD 5 を修正することを依頼する。

IAF TC のコンセンサス（会議のまとめにも盛り込むことにもなる）：

IAF MD5 を見直し、次の概念（具体的文言ではない）を盛り込むコンセンサスがあった。

- ・ 80% という値は、第一段階及び第二段階審査（初回登録審査）を含む審査に関連付けられるべき
意図するところは、審査工数の 80% が、文書審査ではなく、実審査に使われているということ。
- ・ 文書審査のための期間（審査準備ではない）は、第一段階審査がある審査に関してのみ考慮するべきである。

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名(任意): *BDI*

議題の主旨:

統合されたマネジメントシステムの統合審査の工数

審議:

IAF MD 5 (QMS 及び EMS 審査の工数)は、統合された MS のための審査工数の潜在的削減のための一文を 8.1 に規定している。

EA 及びドイツの TGA はその問題についていくつかの詳細な指針を規定している。国際的な適用を合わせるために、「共通要素」を反映して適正な削減に導くより詳細な IAF 指針が必要と見なされる。

IAF TC に依頼する処置:

EA 及び TGA 指針と同等の適切な指針を EA 及び TGA 指針に基づく関連する IAF 文書 に含む。

IAF TC の合意(会議概要の中に文書化もされる):

IAF MD5 から分離して、統合された MS のための IAF 文書を作成するタスクフォースを結成する合意がなされた。

Mr. Savov 及び EA の代表(後日決定)が共同主査を務める。

附属書類:



EA-7-05--Application
of 17021-2006 for Cc



TGA Guide auditing
integrated MS



IAF-MD5-2009-QMS-
EMS_Audit_Duration

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名(任意): EA CC

議題の主旨:

IAF MD5 は審査工数がいくつかの理由によって削減されることがあること、しかしこの削減が 30% を超えることは通常ないはずであることを述べている。EA は複合審査への ISO/IEC 17021 の適用についての指針を開発した。

複合審査の結果としての削減はすべて、MD5 で述べられている最大 30% の削減にすでに含まれているということで正しいか。

審議:

IAF TC に依頼する処置:

IAF TC の合意(会議概要の中に文書化もされる):

現在 IAF MD5 で発表されているとおり、複合又は統合審査は、普通は 30% を超えないはずの削減の正当化ですでに考慮されているとの合意がなされた。

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名(任意): KAB

議題の主旨: 認定された認証の移転
認証の移転を希望する組織のためのサーベイランス及び移転前のレビュー訪問を同時に実施することができるか否かが明確にされる必要がある。

審議:

IAF MD 2 は認証の移転に関する移転前のレビュー (文書レビュー、普通は訪問を含む)に基づいて行われることが望ましいという決定を述べている。新たな顧客のサーベイランスは受入れ側認証機関によって移転が受け入れられた後に実施されることが望ましいと解釈される。しかしながら、一部の認証機関は彼らの予定された顧客のための移転前のレビュー訪問及びサーベイランス審査を同時に実施し、それから認証を発行する決定をしている。そのような認証機関にとって、サーベイランス審査スケジュールは移転前のレビュー時間を含み、移転レビューのためにはまったく追加の時間をとっていない。認証機関のそのようなやり方は許容できるか? 他の認定機関の見解をいただければ幸いです。

IAF TC に依頼する処置:

IAF TC は、この問題について検討し、現在の一部の認証機関のやり方が許容でき得るかどうか認定機関に勧告することを要求された。

IAF TC の合意(会議概要の中に文書化もされる):

サーベイランス審査は移転が完了してはじめて着手され得るので答えは「否」(すなわち、そのやり方は許容できない)との合意がなされた。

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名(任意):: KAB

議題の主旨: 認証の維持(ISO/IEC 17021, 9.3.3)

1. 9.3.3 b) - 審査員の報告内容の監視あるいはレビュー: 独立した力量のある者によるサーベイランス報告書の監視/レビューは、サンプリングベースでよいか?
2. 依頼者がマネジメントシステム規格の要求事項を満足し続けているという実証に基づく認証の維持の場合、認証の維持の授与(認証維持の決定プロセス)が必要か?

審議:

ISO/IEC 17021, 9.3.3 に対し複数の解釈がされている。

認証機関は、次に示す条件が共に満たされる場合は、審査チームリーダーの肯定的な結論に基づいて、更なるレビューをしないで依頼者の認証を維持してもよい。

- a) 認証の一時停止又は取消しにつながるかもしれない不適合又はその他の状況について、認証の維持の可否を決定するために、審査を実施した者とは別の適切な力量をもつ要員(7.2.9 参照)がレビューに着手する必要性について、認証機関へ報告するよう審査チームリーダーに要求するシステムを、認証機関がもっている。
- b) 認証活動が有効に運営されていることを確認するために、認証機関の力量をもつ要員が、審査員の報告内容の監視を含めて、サーベイランス活動を監視する。

1. 認定審査員によっては、b)を各依頼者のサーベイランス報告書を少なくとも1年に1回監視(レビュー)しなければならないと解釈する。認証を受けた組織に対するサーベイランスは少なくとも年1回実施しなければならないからである。一方で、報告書の監視/レビューではサンプリングができると解釈する認定審査員もいる。“認証審査員の報告内容の監視”はサンプリングで行うことができるか?
2. 依頼者の認証の維持: サーベイランス審査に対しても認証決定をするべきか?あるいは審査チームリーダーによるサーベイランス審査に対する肯定的な結論に基づき、CBによる更なる決定プロセスを経ずに、認証を維持することができるか?
ある認定審査員は、この条項を、認証の維持であっても審査チームリーダーの審査結論に基づき、CB内の独立した要員/グループが依頼者の認証の決定をしなければならないということであると考え。しかし別の認定審査員は、認証の一時停止や取消しにつながるかもしれない不適合や状況がない限り、依頼者の認証を維持するために、審査チームリーダーの肯定的な結論に以外に認証決定のプロセスは必要ないと考え。

IAF TC に依頼する処置:

この問題を検討し、認定機関にコンセンサスを知らせてくれるよう、IAF TC に求める。

IAF TC の合意(会議概要の中に文書化もされる):

ISO/IEC 17021 の条項 9.3.3.a)および 9.3.3 b)が満たされるなら、報告書のサンプリングが容認される。

ISO/IEC 17021 の条項 9.3.3.a)および 9.3.3 b)が満たされることを条件に、独立したレビューを実施しなくてもよい。

International Accreditation Forum
討議文書

討議する問題提出当事者： PAC

提起する問題の内容： マネジメントシステム認証の信頼性改善のために認定及び認証に関連した情報を開示すること。

背景：

台北における 2009 年 6 月 17 日の PAC TC 会議において、JASC（日本）が、認証活動に関するより一層の情報開示を通じて、認定プログラムの信頼性改善をするというアプローチについて発表した。原則として、PAC の加盟機関は、このアプローチに利点があることに賛同したが、他方、この種の要求事項を適用するについては、国別に異なる規制（機密保持）問題があり、配慮しなければならないことも認識している。しかしながら、このようなシステムには、諸活動の透明性とその監視を強化することにより信頼性向上に役立つ潜在力がある点については合意が得られている。PAC TC 加盟機関は、JASC が IAF TC に提出した内容を支持し、信頼性向上のために使える潜在的手段を探すために IAF タスクフォースにより、更に議論を進め、可能なアクションを検討することに合意した。PAC は、その域内における更なるアクションを検討すると共に、IAF TC が、この問題について、どのようなアクションを取るか、監視することにする。

議論：

透明性は、マネジメントシステム認証について、ステークホルダーが持っている不安を取り除き、認証に対する信頼及び信用を築き、その信憑性を向上させる。“情報開示”は、透明性を向上させる有力な方策の一つである。日本における経験によると、有効な情報開示手順により、信頼性の保持ができた。この文書は、日本での経験から得た枠組みの中で、情報開示について研究及び討議するためのタスクフォースを組織し、参考文書を作成することを提案する。

情報公開の重要性を理解したうえで、日本の認定機関及び認証機関は、情報公開の詳細について議論し、次の結果を得た。

(1) 誰が、そして誰に情報を公開すべきか。

認証機関による組織に対する情報の“公開”は、認証を希望し、認証機関の正しい選択をするために認証機関から情報を収集している組織にその焦点が当てられている。したがって、認証機関が、これらの潜在的顧客に適正な情報を提供することで、その機関の認証サービスが選択されることになる可能性がある。したがって、そういう認証機関の場合、自発的に更なる情報を公開することになる。

(2) 機密保持義務に違反することなくどの種の情報を公開すべきか、また、公開できるか。

認証機関の公平性、独立性、及び信頼性を示す情報があれば、組織が、信頼、信用できる認証機関を選択するにあたり、組織に有効な助けとなるだろう。ここで述べている情報公開は、認証機関についての情報に限定されている。したがって、このような公開は、認証を受けた組織の機密保持問題に触れる必要はない。

例：

- 認証機関の公平性を担保する委員会の構成。中でも、委員会におけるステークホルダーの産業分野分類及び構成比。

- 関連機関（資本関係のある機関、フランチャイジー、下請負契約者等）、中でも、海外の拠点を含むクリティカルロケーション。
- 審査員の管理（力量、教育訓練及び資源）に関係する方針。中でも、審査員管理に関する方針及び手順書からの抜粋。及び、
- 認証を受けた顧客による認証機関の評価。中でも、認証を受けた組織からのフィードバック情報。

(3) 情報の信頼性を確実にするために情報をどのようにして公開するのがよいか。

認定機関は、それが認定した認証機関各機関について何が公開され、何が公開されていないのかを公表し、認証を受けること希望している組織に比較情報を提供する。当該情報の信頼性は、認証機関の公開内容を認定機関が点検することで確実にされる。この情報は、一旦、一般の監視下に置かれると、社会の信用と信頼を増強する。

注：日本の認定機関及び認証機関は、議論の結果、アクションプランを確立した。それにより、認定機関は、認証機関の情報を来年から公開開始する。

IAF TC に依頼する処置：

マネジメントシステム認証の信頼性を改善するために、PAC は、IAF TC に、タスクフォースを編成し（又は、既存のタスクフォースに命じて）、公開について検討及び議論を行い、次の規定をした IAF 参考文書を作成することを依頼する。

1. 誰が、そして誰に情報を公開するべきか。
2. 機密保持義務に違反することなくどの種の情報を公開するべきか、また、公開できるか。
3. 情報の信頼性を確実にするために情報をどのようにして公開するのがよいか。

この依頼は、TC の会議の中で変更され、当該問題を、MS 認証の信頼性に関する新規 WG の監視下に置くことになった。

IAF TC のコンセンサス（会議のまとめに盛り込むことになる）：当該問題を、MS 認証の信頼性に関する WG の監視下に置くことがコンセンサスとなった。

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名(任意): HKAS

議題の主旨:

認証文書には、認証範囲内に入っている各々の法人の名前及び地理的所在地を明示することは要求事項であるか？

審議:

背景

香港では、組織は通常「本社」を香港に置いている。「本社」は通常、マーケティング、セールス、契約、・・・及びマネジメントシステムに責任を負っている。実際の製造は中国本土にあるその組織の工場で行なわれている。

例えば、「TV(テレビ)の製造」を認証範囲として認証を求めている組織で、香港にABC会社と言う「本社」を持ち、その製造はXYZと言う中国本土にある工場で行なわれているとする。ABC会社とXYZ工場は二つの異なる法人である。この組織の場合、ABC会社によって管理される共通なQMSが実施されている。

認証を申請しているのはABC会社である。認証審査はABC会社とXYZ工場の両者に及んでいる。ABC会社無しではQMSは存在しない。また、XYZ工場無しでは製造が行なわれない。

JIS Q 17021 8.2.3項の要求事項:

8.2.3 認証文書は、次の事項を明示しなければならない。

a) マネジメントシステムが認証された各依頼者の名称及び地理的所在地(又は本部及び多数サイト認証の認証範囲に含まれる各事業所の地理的所在地)

解釈

上記例に於いては、HKASの「各依頼者」に対する解釈は、ABC会社及びXYZ工場である。従って、認証文書には、ABC会社とXYZ工場の両方の名前と地理的所在地を明示しなければならない。他の認定機関では、認証文書に一つの会社の名前で良いとしているところがある。

IAF TCに依頼する処置:

IAF TCでこの問題を議論し、明確な回答を提供して戴くことを要請する。

IAF TCの合意(会議概要の中に文書化もされる):

認証の範囲に含まれる全ての所在地を明示すべきと言う以外に、両方の法人の名前を登録証(認証文書)に含めることを妨げるものは何もない、ということが合意事項となった。

International Accreditation Forum
討議文書

討議（任意）する問題提出当事者：ANABは、すべての認定機関がISO/IEC 17021の整合性のとれた適用を促進するため、幾つかの認証機関の依頼により、この討議文書を提出する。

提起する問題の内容：問題は、ANAB Heads Up 96（ここに添付）に関するものである。具体的に問題になっているのは、「認証機関がコンサルタントに手数料又は紹介料を支払った場合、その認証機関は、そのコンサルタントの顧客を自機関の顧客として、そのコンサルティング提供終了後最低2年間は受け付けることができない」というANABの決定である。

議論：米国の一つの認証機関が、ANABの決定に意義を唱えているが、その決定を守っているし、ANAB又はIAFに異議申立てをしているわけでもない。しかしながら、当該認証機関は、ANABの決定をIAF TCがレビューすることを依頼している。また、他の認証機関は、ANABの決定により、世界の他の国において競争上不利な状況に置かれているとANABに報告してきた。質問をした結果、当該認証機関の言う「世界の他の国」とは、この問題（手数料又は紹介料のコンサルタントへの支払い）及びその他の容認できない及び腐敗した行為がなされている地域にある、と認めた。したがって、当該認証機関は、ANABが、この問題をIAF TCに持ち込み、ANABの決定が、すべての世界中の認定機関が、一貫して採用する見解であること、したがって、認定された認証の信頼性を向上させることに寄与することを支持していた。

ANABの決定は、ISO/IEC 17021:2006の5.2.7項に基づくものである。

ANABの決定の論理的根拠は、ANAB Heads Up 96の中の注記で説明されている。IAF TCがANABの決定を支持するため更に次の理由がある。

1. 認証機関は、IAF TC会議において、認定されたマネジメントシステム認証に対する信頼性に真に脅威となっている問題があると認めた。これは、認証機関間の競争に直接的に起因するが、認証機関コミュニティとしては、自ら対処できない問題である。したがって、これらの脅威に対処するため、認定機関及び標準化機関の助けが必要となる。審査工数、コンサルタントにその顧客を照会してもらう手数料又は紹介料の支払いがこのような脅威である。競争相手としての認証機関は、このような活動に関する制限に合意するということは、認証機関に法的リスクを冒させている。更には、このような制限は、違法な反競争活動と見なされることもあり得る。しかしながら、そのような制限が、公益に関する適切な場において設けられた場合で、そのような競争活動が公益を害する場合は、競争活動に制限を設けても良いという判例法がある。公益に関する適切な場の例としては、行政立法、政府規制、及び合意標準化機関がある。IAF文書の作成も、決定を行う合意プロセスである。したがって、それも公益に関する適切な場として見なすことができる（ただし、このことは、まだ、法定論争の対象となったことがないため、判例法にはなっていない。）
2. コンサルタントの顧客を照会することに関する手数料、又は紹介料又はその他の奨励金の支払い問題は、公益のために適切な場から制限をすることで管理する必要があるもう一つの脅威である。ANABは、この制限が、ISO/IEC 17021:2006の5.2.7項に明確に述べられていると考える。
3. Heads Up 96の注記において、ANABは、認証機関が、2年分離以外の脅威を緩和するその他の容認できる方法があると考えるのであれば、それは、公益のための適切な場における支持を受け、公表し、すべての認証機関が利用できるようにすることが望ましい、と述べている。
4. 手数料、又は紹介料の支払いによる信頼性に対するもう一つの脅威は、これが、コンサルタントによる非倫理的行為にあたることである。コンサルタントは、その顧客から、マネジメ

ントシステムの構築、また、多くの場合、認証機関の選択について顧客に助言をする対価を受けている。もしこの助言が、手数料、又は紹介料の支払いにより影響を受けるとすれば、そのコンサルタントは、顧客に対して非倫理的であり不誠実な行為をしている。

5. 手数料、又は紹介料を支払うことにより、認証機関は、コンサルタントによる非倫理的行為を助長していることになる。
6. このANABの姿勢をIAFの決定として支持することは、広く認証機関コミュニティの利益にもなる。なぜなら、コンサルタントの顧客照会に対する手数料、及び紹介料の支払いが許されるなら、コンサルタントは、最高額を払う認証機関を探すことになり、すでに非常に利幅の少ないところで運営している事業において、認証機関に他の財政負担となるだけであろうからだ。（これが事実であることを立証できる認証機関は多い。）

IAF TCに依頼する処置：IAF TCの決定として、コンサルタントの顧客を照会することに関する手数料又は紹介料又はその他の奨励金の支払いは、公平性に対する容認できない脅威となる。故に、認証機関は、当該顧客のコンサルティングが終了した後2年が経過するまで、認証のため、顧客を受け付けることはできない、という決定を支持すること。

IAF TC のコンセンサス（会議のまとめにも盛り込むことにもなる）：

ANAB Heads Up

発行番号：96号

日付：2007/05/10

宛先：ANABに認定された及び認定申請をしている認証機関並びに認定審査員

差出人：Randy Dougherty認定部長

件名：認定された認証機関によるコンサルタントへの手数料及び奨励金

この号の目的は、手数料、紹介料、又はその他の奨励金をマネジメントシステムコンサルタントに支払いをしている認証機関についてのANABの見解について明解かつ明瞭な説明をすること。

1. 認証機関は、マネジメントシステムコンサルタントに手数料、紹介料、又はその他の奨励金を支払うことができるのか。答えは、YESだが、ただし次の条件がある。
 - a. この支払いが、当該コンサルタントがコンサルティングをしていない組織に関してであれば、当該認証機関は、直ちに、その組織を審査し、認証できる。（基本的に、このコンサルタントは、認証機関の委託を受けた販売担当者として活動している。）
 - b. この支払いが、当該コンサルタントがマネジメントシステムコンサルティングをした組織に関してであれば、これは、ANAB Advisory 16及びISO/IEC 17021:2006の 5.2.7項に基づき、認証の公平性に対する容認できない脅威を作り出していると理解される。したがって、当該認証機関は、コンサルティング提供終了後最低2年間は、この組織を審査又は認証できない。

注記：ISO/IEC 17021の作成に当たって、公平性に対するこの脅威を緩和するためのその他の方法が見つかる可能性に備えて、2年間の分離についての言及は注記へ移動された。しかしながら、当該規格作成期間には、その他の容認できる方法は、見つからなかった。認証機関又はその他の機関が、容認できる、かつ2年分離に同等であると考えこの脅威を緩和するその他の方法があると思えば、ANABは、その認証機関又はその他機関と一緒に、国際的に適切な機関（ISO及びIAF）に依頼し、この「その他の方法」を検討してもらう。また、当該方法が、容認できると決定された場合は、それをすべてのステークホルダーに周知する。

International Accreditation Forum
討議文書

討議（任意）する問題提出当事者：Roger Bennett
IIOC 専門委員会議長

提起する問題の内容：公平性に対するコンサルタントの影響

議論：IEC/ISO 17021:2006 の 5.2.7 項に規定の、コンサルタントとの関係から生ずる可能性がある公平性への脅威により適合性評価機関に課せられた制限は、よく知られている。

適合性評価機関が、5.2.7 項及び同項の注記 1 及び 2 に従うことを前提とすれば、心配する理由はないはずだ。“2 年間” ルールの利用は、適切な緩和要件として広く認知されているが、容認性は普遍的ではない。

しかしながら、この 5.2.7 項は、広い解釈ができることから、世界で地域が変われば、その認定機関が実施する解釈次第で、適合性評価機関が不利になる可能性がある。

次に問題例を一つ挙げる。コンサルタントに支払われる委託手数料又は“紹介料”の使用である。これは、通常、容認できると考えられているが、そのコンサルタントが、適合性評価機関の顧客からも支払いを受けているとすれば、公平性の問題となり得る。この行為は、国によっては、不正行為とされ、別の国では、正常な行為とされている。

認定機関が、この問題について共通の方針に合意し、認定機関又は国が違っても、適合性評価機関に、均等な機会が与えられるようにすることをお願いしたい。

Roger Bennett
2009 年 9 月 7 日

IAF TC に依頼する処置： 認定機関又は場所に関係なく、適合性評価機関が平等に扱われるようにするために、コンサルタントへの支払いの問題に関する共通の方針に合意すること。

IAF TC のコンセンサス（会議のまとめにも盛り込むことにもなる）：

当該問題及びその他公平性への脅威を検討するよう、MS 認証の信頼性に関する WG に依頼する、とする合意があった。

（これは、TC-61-09、62-09 及び 63-09 の各文書に適用される。）

International Accreditation Forum
討議文書

討議（任意）する問題提出当事者： Perry Johnson Registrars, Inc.、社長、Terry Boboige

提起する問題の内容：ANAB Heads up 96（添付）の妥当性。具体的に問題になっているのは、「認証機関がコンサルタントに手数料又は紹介料を支払った場合、その認証機関は、そのコンサルタントの依頼者を自機関の依頼者として、そのコンサルタント業務が終了した後最低2年間は受け付けることができない」というANABの決定である。

議論：PJRは、2009年6月及び7月にANABの審査を受け、次の指摘事項を受けた。PJRは、PJRが手数料を支払うことによって関係を築いているコンサルタントサービスを受けている点で公平性に対する容認できない脅威となる依頼者を認証しないことを確実にするための有効なプロセスを実証できない。

ANABによるPJRの審査という具体的なケースにおいて、ANABは、過去2年間以内にコンサルティングをした組織をPJRに紹介したコンサルタントに手数料又は紹介料がコンサルタントに支払われた状況を解決する唯一の方法は、ANABの印をその依頼者の登録証から取り外すことである、と述べていることについて、心配がある。PJRの見解では、これは、世界中で通常行われている慣行である。IAFが、ANABの見解を容認するとすれば、世界の認証機関業界に甚大な影響を与えるであろう。文字どおり幾千という認定された登録証が、取消し対象となるだろう。この取消しの影響は、計り知れない。登録証を取り消すことを強いられた個別認証機関の評価は、マイナスの影響を受けるだろうし、その認証機関に大きな営業上の悪影響が出るだろう。更には、ISO 9001の全体的評判がひどく失墜するだろう、というリスクもある。

ISO/IEC17021の5.2.7項では、次のように規定されている。「コンサルティング機関と認証機関の関係が、認証機関の公平性に対する容認できない脅威となる場合、認証機関は、そのコンサルティング機関からマネジメントコンサルティング及び内部監査を受けた依頼者に対してマネジメントシステムの認証をしてはならない。」これに対応している注記では、「マネジメントシステムのコンサルティングが終了してから最低2年経過させることは、公平性に対する脅威を容認可能な水準にまで減少させる方法の一つである。」と述べている。

PJRにとっては、5.2.7項の最重要部分は、指針注記からの「脅威を。。。減少させる方法の一つ」という抜粋部分である。これは、恐らく、公平性への脅威を減少させるその他の方法に関する可能性を残し、認定機関がそれを今後検討するということだろう。しかしながら、この解釈に、すべての認定機関が合意しているようではない。ANAB自体は、公平性への脅威を減少させるその他の実行可能な方法はない、とそのHeads Up 96で、次のように明確に主張している。

「ISO/IEC 17021の作成に当たって、公平性に対するこの脅威を緩和するためのその他の方法への可能性に備えて、2年間の分離についての条文は注記へ移動された。しかしながら、当該規格の作成期間には、その他の方法は、見つからなかった。認証機関又はその他の機関が、容認でき、かつ2年間の分離と同等であると考えこの脅威を緩和するその他の方法があると思えば、ANABは、その認証機関又はその他の機関と一緒に、国際的に適切な機関（ISO及びIAF）に依頼し、この「その他の方法」を検討してもらおう。また、当該方法が、容認できると決定された場合は、それをすべての利害関係者に周知する。」

この公平性へのリスクを緩和するその他の方法があるかもしれないと述べている注記の存在は、「一つの」方法、つまり、2年間の分離しかないというわけではないことを推測している。PJRは、5.2.7項の注記の意図は、ANABが、PJRに、認定された登録証からANABの印を取り外すことを要求することによって満足されるものではないと考える。実際、PJRは、ANABの審査員に、公平性へのリスクを最小限にするために実施されているその他の管理方法を見るよう提案した。例え

ば、意思決定プロセス、行動規範、倫理声明、ANABがコンサルタントに紹介料を支払っているとした審査において作成した不適合報告書・指摘事項報告書の量及び質の見直しを含むPJR審査員記録の見直しがある。ANABの反応は、審査履歴をより深く掘り下げるものではなかった。ANABは、これらのケースにおいて、支払われた手数料に基本的問題を見ているようである。

手数料がコンサルタントに支払われた状況において、公平性へのリスクが管理されていることを確実にする責任は、個別認証機関の肩にかかっている。PJRの場合は、現場営業代表者（プロジェクトマネジャー）がいて、PJRの事業を紹介するコンサルタントと仕事をしている。コンサルタントから紹介を受けた組織は、金銭的取決めがあることについては一切知らない。PJRの契約審査員は、PJRの営業代表者とコンサルタントとの間に金銭的取決めがあることを一切知らない。PJRの認証の意思決定機構は、金銭的取決めがあることを一切知らない。審査員をSIC/NACE/EAコードに基づいて資格付与する審査計画部門は、手数料が支払われたことについて一切知らない。

認識された脅威のリスクは、ときに、実際の脅威を上回る。しかしながら、認識するには、まず、知識が求められる。また、すでに述べたように、プロセスに参与している要員、依頼者、又はその他の産業界の利害関係者でさえ、その仕事が、どこで、又はどのようにして獲得されたかについては一切知らず、また、勿論、手数料又は紹介料が関係していることに気付いていない。それらの誰にも知る有効な理由はない。このように、知識がないことから、公平性の認識に関するリスクには、繋がらない。

ここからPJRは、次の質問をさせてもらいたい。この状況における公平性に対するリスクは何か。他のリスクが潜在的に存在する可能性があるかと主張されるかもしれないが、PJRは、認定機関の審査員は、公平性に対する脅威が存在するか否かを判断するためには、各認証機関が実施している認証機関特有の管理対策を、それぞれの独自の運営プロセスに基づいて評価することを求められるべきであると考える。

現在、ISO/IEC17021の5.2.7項に係る手数料又は紹介料の支払いについての幾つかの認定機関の実践は、単純に、この条項を強制しない、ということのようである。かれらの見解は、業界が、この条項をうまく避ける方法を見つけるだろうと言うことである。市場の圧力から、コンサルタントは、ダミー会社を作らざるを得なくなり、紹介料のローンダリングをすることになるだろう。その代わりに、コンサルタントは、紹介を実際に認めさせる特別プロジェクトを作り、認証機関に、その請求書を送ることもできよう。又は、コンサルタントは、認証機関の代理で審査を行い、紹介に関する支払いを間接的に受けるよう、料率を上げる手もある。これらの上乗せされた日当を受けているコンサルタントが、彼らが代理の審査を行わない認証機関に、取引先を紹介するだろうか。最後に、Aコンサルタントは、Bコンサルタントがコンサルティングをした取引を紹介し、支払いを受けることもできる。そして、Bコンサルタントは、そのお返しをするだろう。これらの種類の奨励策・取決めは、現在、この業界に存在しており、これらもまた公平性に対する脅威である。これは、我々のシステムが、腐っていることを意味するのだろうか。認定機関は、これらの慣行を、どのようにして積極的に暴こうとするのだろうか。現実には、上に述べたこれらの懸念分野を取り締まることは、紹介料・手数料の支払いと同じ方法で考慮されるべきであるが、これらのすべての分野を取り締まることはばかげたことであろう。商業市場で営業している認証機関は、日々のコスト管理業務を処理し、商業競争市場で、生き残りをかけた実践を守らなければならない。

ANABは、コンサルタントは、依頼者に、そのコンサルタントに手数料又は紹介料を払っている認証機関と契約するよう助言することによって、非倫理的行為を行っているかもしれないという主張をしている。これは、かなりの飛躍である。個人がコンサルタント業務に対して支払いを受ける金額は、そのコンサルタントが、手数料又は紹介料として受け取るかもしれない金額を大幅に上回っているだろう。利益の高いコンサルタント契約、更に、この契約には、依頼者のマネジメントシステムを常時維持管理する条項もついているかもしれない、そういう契約を危険にさらし

てまで、特定の認証機関と契約を交わすよう依頼者を説得する理由があるだろうか。非倫理的行動をしていて依頼者の最大の利益を心がけていないと依頼者に感じさせるようなことをコンサルタントが何故したがるだろうか。

理論では、我々の産業は、潜在的に公平性に対する脅威に満ちていると言えるだろう。一つの例を挙げると、認定されたマネジメントシステム審査は、依頼者は、認証機関に第三者審査サービスに関する対価を支払わなければならないという契約関係から開始しているという事実がある。

世界中で一つの解釈が必要とされていること、及び、どのような決定をしようと、それは、普遍的に適用されるようにしなければならない、ということを、IAFが認識することが重要である。認証機関は、その評判又は経済状況に損害を受けないように、登録証の取消しをすることなく、その方針を現実に適用できなければならない。もし、認証機関に、「その他の容認できる方法」を個別に決定することを許す方針が採用されれば、そのときは、その方法の完全性を判定するのは、個別認定機関に任せるべきであろう。

IAF TCに依頼する処置：IAF TCの決定として、コンサルタントの依頼者を紹介することに関する手数料又は紹介料又はその他の奨励金の認証機関からコンサルタントへの支払いは、適切な管理を行うことにより、公平性に対する容認できない脅威とはならない。故に、認証機関は、当該依頼者のコンサルタント業務が終了した後2年が経過する前に、その依頼者の認証申請を受理できる、という決定を支持すること。

IAF TCのコンセンサス（会議のまとめにも盛り込むことにもなる）：

ANAB Heads Up

発行番号：96号

日付：2007/05/10

宛先：ANAB 認定及び認定申請認証機関及び認定審査員

差出人：Randy Dougherty認定部長

件名：認定された認証機関によるコンサルタントへの手数料及び奨励金

この号の目的は、手数料、紹介料、又はその他の奨励金をマネジメントシステムコンサルタントに支払いをしている認証機関についてのANABの見解について明解かつ明瞭な説明をすること。

1. 認証機関は、マネジメントシステムコンサルタントに手数料、紹介料、その他の奨励金を支払うことができるのか。答えは、YESだが、ただし次の条件がある。
 - a. この支払いが、当該コンサルタントがコンサルティングをしていない組織に関してであれば、当該認証機関は、直ちに、その組織を審査し、認証できる。（基本的に、このコンサルタントは、認証機関の委託を受けた販売担当として活動している。）
 - b. この支払いが、当該コンサルタントがマネジメントシステムコンサルティングをした組織に関してであれば、これは、ANAB Advisory 16及びISO/IEC 17021:2006の 5.2.7項に基づき、認証の公平性に対する容認できない脅威を作り出していると理解される。したがって、当該認証機関は、コンサルタント業務の終了後最低2年間は、この組織を審査又は認証できない。

注記：ISO/IEC 17021の作成に当たって、公平性に対するこの脅威を緩和するためのその他の方法への可能性に備えて、2年間の分離についての条文は注記へ移動された。しかしながら、当該規格の作成期間には、その他の方法は、見つからなかった。認証機関又はその他の機関が、容認でき、かつ2年間の分離と同等であると考えこの脅威を緩和するその他の方法があると思えば、ANABは、その認証機関又はその他の機関と一緒に、国際的に適切な機関（ISO及びIAF）に依頼し、この「その他の方法」を検討してもらう。また、当該方法が、容認できると決定された場合は、それをすべての利害関係者に周知する。

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名（任意）：Nigel Croft

議題の趣旨：

認証された組織の顧客 / エンドユーザーのための更なる透明化及びコミュニケーションの容易化

審議：

UNIDO/ISO/IAF 合同プロジェクトの一部として、アジアの開発途上国に何度も訪れる間、私は、供給者の評価プロセスの一要素として、ISO 9001 認証を利用している極めて多くの購買組織と交流する機会があった。いくつかの組織は、登録証の妥当性を調べることができるようにしたい、又は、あるケースでは、認証された供給者のパフォーマンスについて認証機関に対して苦情を言いたい、当該購買組織が保有しているのは、彼らの供給者の登録証の写ししかないとき、どのように認証機関に連絡するかを特定することに困難がある、とコメントしていた。提起された一つの提案は、「もし、そのニーズが生じているのであれば、更なる透明化及びコミュニケーションの容易化を進めるため、どうして IAF は、認証機関（及び関連する認定機関）のウェブサイトアドレスを登録証に含めることをすべての認証機関に対して要求することができないのか」であった。

これは、すべての関係者に対してほとんど又は全くコストを負担させることなく（例えば、2010年1月1日から始まるすべての新たな又は更新される登録証にこの情報を含めることを要求することにより）、迅速に実施され得る、素晴らしく、単純で、また実際的な着想であるように考えられる。これは、ISO/IAF 合同活動計画の項目 3 「認証の直接及び間接的な顧客からのフィードバックを特定し、入手するメカニズムを整備するよう認定機関に対して求める」を促進させることに大いに寄与することができる。

IAF TC に依頼する処置：

IAF 総会でその趣旨の決議を提案することにより、上記の提案を議論、追認、及び実施する。

IAF TC の合意（会議概要の中にも文書化される）：

認定機関及び認証機関は、どのようにフィードバックを提供し及び / 又は苦情を申し立てるかについて理解を容易にすることが望ましいとの合意がされた。

International Accreditation Forum
討議文書

討議する問題提出当事者（任意）：Roger Bennett
IIOC 専門委員会議長

提起する問題の内容：欧州の特定ケースにおける、MLA 非加入認証機関に関する認証の移転

議論：

適合性評価機関は、IAF・MLA 加盟機関による認定でカバーされている認証が適格である場合は、認証の移転プロセスにおいて MD 2 を使用してきた。

法令 EU 765/08 の公布及び実施により、欧州では、新しい事態が発生した。中でも、ドイツ及びイタリアでは、多くの認定機関が、国毎に、一つの新しい認定機関となるべく併合されつつある。この併合が完成すると、新認定機関は、それぞれ、相互評価を受け、IAF・MLA の加盟機関となるだろう。したがって、これらの新しい組織は、現存する認定機関をその組織内に取り込むことになる（ドイツの例、ZLG、ZLS 等）が、これらの認定機関は、その国の認定体制が異なっていたため、以前は、IAF に加盟していなかった。

医療機器分野（ISO 13485）においては、ドイツの認証機関は、管轄政府認定機関であり、IAF に加盟していない ZLG の認定を受ける以外の選択肢はなかった。ほとんどの国において、医療機器分野は、政府の規制当局が関与することで、より複雑になっている。現在は IAF・MLA に加盟していないが、ドイツで体制が新しくなるということは（イタリアでも同様）、その新しい機関は、現在進行中の併合作業が終わると、2010 年には MLA 加盟機関となることを意味している。

この暫定期間、一つの認証機関から別の認証機関に移転する顧客がまだ存在する。MD 2 を全面的に適用できないことは明確ではあるが、顧客を“新規”として扱う要求事項、また、全面的認証審査又は更新審査を要求するという要求事項は、コスト増となるだけでなく、ZLG のような機関を設置又は少なくとも監視してきたドイツ及びイタリアの政府当局の技術的力量にとっては屈辱的なことである。

このような機関が完全併合をして新しい単一の国別認定機関となるまでの間、このようなケース（非 MLA 加盟機関、政府管理下の認定機関、医療機器分野）の場合、必要と考えられる追加方策実施により（例えば、移転審査）、MD2 のプロセスに従うことができるとして IAF が是認することを提案する。

IAF TC に依頼する処置：特定のケースにのみ上記の提案を是認すること。

IAF TC のコンセンサス（会議のまとめにも盛り込むことにもなる）：

医療機器に関する MLA は存在しないことから、MD2 は、適用されないというコンセンサスとなった。

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名(任意): FINAS

議題の主旨: Implementation of ISO/IEC 17021 clause 5.2.7

審議:

ある CB は、外部審査員のひとりが MS コンサルタントを行っている会社を認証した。CB は、そのコンサルタントを審査員としてその会社に使用することを 2 年間控えると説明した。コンサルティングは、CB のために行われたのではなく、外部審査員が働いているコンサルタント会社のために行われたのである。CB の意見では、規格の要求を満たしているという。

FINAS は同意できず、CB の外部審査員の一人が実施したコンサルタント業務により、CB 全体(個々の審査員だけでなく)が 2 年間は不適格となるという意見をもっている。

IAF TC に依頼する処置:

FINAS asks IAF TC to decide how to apply clause 5.2.7 of ISO/IEC 17021.

FINAS は、ISO/IEC17021 の 5.2.7 をどのように適用するかを決定するよう、IAF TC に求める。

IAF TC の合意(会議概要の中に文書化もされる):

MS 認証の信頼性に関する WG に、公平性に対するこの問題とその他の脅威に関して検討するよう求めるとの合意がされた。

WG に参加を希望する場合、共同主査に連絡すべきである。

国際認定フォーラム
審議資料

審議用議題提出団体名(任意) : UKAS

議題の主旨 :

公平性を脅かす諸関係

ISO/IEC 17021. 5.2.1.

認証機関は、マネジメントシステム認証活動について他の認証機関を認証してはならない。

審議 :

一つの認証機関が、他の認証機関のマネジメントシステム認証活動を認証するという関係が、公平性への容認できない脅威であることは明白である。これは、次の状況についても当てはまるか。

1. マネジメントシステム審査及び認証 (QMS, EMS, OHSAS, ISMS 等) を実施している認証機関が、EMS, OHSAS, ISMS に関する自己の “ 社内取決め ” の認証を受けることを希望している。これは、二つの認証機関が、公平性を脅かす取決めをすることになるため、5.2.1 項により禁じられているのか。
2. QMS 認証のみを実施している認証機関の場合、その EMS 又は OHSAS 等の認証を申請することができるか。
3. 認証機関 (認定を受けている法人) が、認定を受けているその他のサービス (例えば、検査機関)、及び認定を受けていないその他のサービス (例えば、教育訓練) の両方を提供している。これらの活動は、マネジメントシステム認証活動ではないので、認証を受けることができるか。法人が、検査契約入札を求められている状況において、その入札条件として EMS, ISO 14001 及び BS OHSAS 18001 の認証書写しを求められている場合、又は教育訓練の応札に QMS, EMS 及び OHSAS の認証書を求められる場合があることに留意して欲しい。

IAF TC に依頼する処置 :

上記のどのシナリオにおいて、認証機関が認証書を取得できるかについて合意すること。

IAF TC の合意(会議概要の中に文書化もされる) :

この質問に対するコンセンサスはなかった。

この資料は、2009年12月2日開催の第23回 IAF 総会報告会用に
編集したテキストです。

なお、日本語訳は本人の承諾を得ないで事務局で仮訳として参考のために
収録したものです。